

平成24年第1回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成24年2月8日 開会

平成24年2月8日 閉会

東吾妻町議会

平成24年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（2月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	7
○議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	18
○閉会の宣告	46
○署名議員	47

平成24年東吾妻町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成24年2月8日(水)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第4 議案第2号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第5 議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 中澤恒喜君 副町長 渡辺三司君

教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	高 橋 春 彦 君
企 画 課 長	武 藤 賢 一 君	保 健 福 祉 課 長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税 務 会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 喜 知 雄 君
産 業 課 長	轟 馨 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上 下 水 道 課 長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	蜂 須 賀 正 君
教 育 課 長	角 田 輝 明 君		

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	小 林 一 喜	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 長	水 出 悟
議 会 事 務 局 任 主	角 田 光 代		

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。お世話になります。

節分も過ぎまして、立春を迎えましたが、大変に厳しい寒さが続いておりますのでございます。

ここに、平成24年第1回臨時会が招集されましたところ、公私ともに大変にご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成24年第1回臨時会は、付議事件として、吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について外2件が付されております。十分な審議をお願いしたいと存じます。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつといたします。よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴なさるようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にお返しくださいますようあわせてお願いを申し上げます。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成24年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

暦では立春も過ぎましたが、春の便りはいまだ遠く、厳冬の日々が続いております。議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会では、吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の

変更に関する協議について外2件の議決をお願いするものであります。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成24年第1回臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第118条の規定により、7番、轟徳三議員、8番、茂木恒二議員、9番、金澤敏議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 会期について動議を提出させていただきます。

議長から本日1日限りと提案がありました。本臨時会には、一度全会一致で否決された議案が再度上程される予定です。加えて広域町村圏振興整備組合の構成町村住民の貴重な財産である高額な資産価値がある上、高額な資産価値がある文化会館、福祉センター、勤労青少年ホール、さらに生涯学習複合施設を中之条町に無償で譲渡するという、私の議員経験の中で過去に経験がない非常に慎重な判断が要求される議案も上程される予定です。

これらの議案に関しては、何度か全員協議会が開催され、説明がなされましたが、私は、慎重に判断するためには一定の会期をとって特別委員会を設置して十分調査することを提案しました。しかし、それは取り上げていただけませんでした。さらに、きのうまでに資料の提出を求めている本議案を審議するために最も重要な中之条病院に係る交付税の分配を今回の議案議決を条件とすることが議されたかもしれない広域町村圏振興整備組合の理事会や議員全員協議会の議事録の提出がしていただけませんでした。さらに、貴重な判断材料になると思われる4施設をこのまま維持していくのと中之条町に無償譲渡するのではどちらが当町にとって有利になるか、明確にわかるような判断材料として、その比較資料の提出も求めましたが、それも提出していただけませんでした。

特に議事録は、広域町村圏振興整備組合事務局が忙しくて作成していないので提出ができないというのが本日の資料から見ると理由になっています。過去にいただいた資料と本日提出されている資料だけではとても1日で判断することは困難だと思いますので、事務局が議事録を作成して提出したり、比較表を作成する期間が1週間程度あれば可能だと思いますので、それらを考慮して、会期を本日から2月17日までの10日間としていただくことを求めます。

議会運営委員会で会期を1日と判断されたことに決して異を唱えるつもりはございません。しかし、先ほど申し上げたように、十分な資料提出がいただけないことに加えて、本臨時会は当町議会の真価が問われる重要な議会となるものと考えています。資料が提出され次第、議決を求めていただいても結構ですから、判断に必要な資料やデータがそろい、しっかり議案調査も実施することにより、適正な判断ができると思います。動議が成立した場合は、休憩をとって議員全員協議会を開催していただいても結構ですので、議員各位におかれましてはぜひともご理解をいただき、ご賛同いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) ただいま一場議員から動議がございました。

賛成の声がありましたが、ほかに賛成の方おりますか。

金澤議員、賛成。

よって、動議の成立を認めます。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

(午前10時09分)

○議長(菅谷光重君) それでは、再開をいたします。

(午前10時50分)

○議長(菅谷光重君) ただいま一場議員から本臨時会の会期を2月17日までの10日間とする動議が提案をされました。

一場議員の会期についての動議を議題として、採決します。

お諮りをいたします。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○議長(菅谷光重君) 3番、9番、13番。

起立少数。

したがって、本臨時会の会期を2月17日までの10日間とする動議は否決をされました。

改めてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 2番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番で起立多数。

会期は本日1日と決定をいたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第1号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更理由は、次の2点であります。

1点目は、広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止され、また、当該組合の第4次総合計画も平成22年度で終了したことから、組合規約中の広域町村圏計画に関する事務についての規定を削るものであります。

2点目は、中之条町と六合村の町村合併が平成22年3月28日に行われたことに伴い、当該町村に係る平成22年度の町村負担金の経過措置の規定を削るものであります。

この議案は、一度12月定例会において否決された案件ではありますが、平成21年2月25日の理事会の中で既に確認された案件であり、また平成24年1月30日の理事会において、広域町村圏計画については策定しないが、重要な施設等の長期計画については策定することが確認されました。既に広域圏を構成する他の5町村は可決となっております。ぜひともご議決をいただきたく、よろしく願いをいたします。

詳しくは担当課長より説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、ちょっと復習の意味を込めまして、新旧対照表を簡単に説明させていただきたいと思います。

この計画について、策定していかないということでお願いする議案でありまして、新旧対照表の第3条第1号、第2号、第7号が削除となります。それと、条項整備の関係で20条の

障害者自立支援法のところに法律の成立と番号が入ります。それが1点目です。

もう1点目が、1枚めくっていただきます、その裏側になります。

中之条町と六合村の合併によりますところのただし書きが削除になるということであり
ます。

そういうことで、計画とすれば、議論の中でかなり必要であろうということでご議論を
ずっと重ねてまいりました。そういう中で重要な案件についてはぜひとも長期計画等をつく
っていくんだというような確認もとれたということで、ぜひご議決をいただければというふう
に思います。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 質疑の前に、先ほど動議を提出して時間をとっていただいて申しわ
けありませんでした。感謝申し上げます。

それでは、質疑をさせていただきます。

以前に提案理由の説明があったので、きょう復習という意味で説明をいただきましたけれ
ども、町長にお尋ねいたします。

広域町村圏策定計画の廃止要綱が廃止になった、これと同時に吾妻広域町村圏の広域町村
圏計画の策定については必要ないということが決まったということではないと思いますが、
そういう解釈でよろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これに関しましては、平成21年2月25日の理事会の中の協議の中で、
吾妻町村圏につきましても、この計画につきましても今後は必要ないという決定がなされたわ
けでございます。そのような経過を踏まえて、今回の議案の提出ということになったわけ
でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長、そんなこと聞いていないということですが、何か。

○13番（一場明夫君） 時間はあるんですか。……時間にカウントされるんですね。

○議長（菅谷光重君） はい。

○13番（一場明夫君） 時間をカウントしないでいいですか。最初から……。

○議長（菅谷光重君） じゃ、改めて最初からあれしてください。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長の答弁していただいたようなことを聞いているんじゃないんです。広域町村圏策定要綱が廃止になったということで、それをつくらなくもいいということが決まったということではないんでしょうということを聞いているんです。言っている意味はわかりますか。要するに、これをつくらないということが決まったわけではないんですよ、その要綱が廃止されたからです。それを確認しているんです。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、広域行政圏計画策定要綱の中身が、その計画の策定の廃止が上位法としてなくなったわけでございまして、それを受けまして、この吾妻町村圏におきましても、協議の結果、この計画につきましては22年度までで進行管理をし、その後は策定しないということと決まったわけでございます。それが21年2月25日でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 要綱が廃止されたからそれをつくらないんだというふうに決まったということじゃないんでしょうと聞いているんですよ。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 意味がわからない。私の質問が悪いんですかね。

要綱が廃止されたから、その義務づけがなくなっただけで、つくることを否定しているものではないんでしょうと聞いているんです。その確認を理事にとっているんです。もう一度教えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申し上げました上位法の決定に基づきまして、21年2月25日に町村内部で、理事会で協議をして決定したことでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。わざと答えないんだと思いますので、結構です。

2月25日理事会で決定したというのは何度も聞いているんですよ。理事会で決定すればそれが廃止でいいんですか。それがそのまま放置されてきて、今になってようやく議決を求めているんでしょう。そうですよね。じゃ、その間何で放置してきたんですか、町長に聞けばいいんですね。町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先日の全協の中でその点をご説明をしているところでございますけれ

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 広域の理事会としても計画が必要だという判断をしたという、それらを踏まえて提案したというように聞こえましたけれども、計画が必要だという判断をしたのであれば、広域町村圏計画策定という、それを削除しないで置いておくことがごく自然のような気がしますが、その辺についての見解はどうですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 上位法の改正に伴いまして、今までつくってまいりました計画というものが非常に大金もかかるし、寄せ集めの計画であったということでございます。ですから、私たち東吾妻町の議会の皆様のご提案のとおり、具体的なプラン、各施設、事業ごとのそういう長期計画を作成する、そういうまた吾妻広域圏としての計画を立てることがいいんじゃないかということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その説明は、前の議会のときに聞いていると思います。うちの議会の議決は、この共同処理する事務の中の一番最初に掲げられているということは基本的な部分なんです。多分最も大切な部分だと思います。これが根幹になるんだと思います。策定の根拠はなくなったけれども、地方分権の時代を迎えているから、今まで以上になおさら計画が必要ではないかということ踏まえて、それを除かないでそのまま置いて、今町長が言ったような町村の持ち寄りのものはいいから、ちゃんとした基本計画をつくってやっていったほうがいいんだから、これはそのまま残したほうがいいという判断が働いたように私は認識していたんですけれども。今の話でいくと、私が今言った話でいくと、町長、削除しなくもいいというふうに思うんですが、なぜ削除しなくてはならないのですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり義務化が廃止をされましたので、吾妻広域圏として独自の方法で作成をしていくということになったわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） だから、これは義務化だから広域町村計画をつくるよという話じゃないんでしょう、ここに入っているのは。それは確かにそういう策定要綱というのがあったかもしれませんよ。でも今は正直言って広域町村圏そのものの存在を規定するような法令の部分も事実上なくなっているんですね。ですから、あくまでも任意でもうやっているんですよ。そういった中で計画をつくるのであれば、きちっとここに位置づけてやるというのがご

く自然だと思えますし、今までもそれでやってきたのだからそれでいいんだと思えますけれども、どうしても私が、何でこれを抜かなくてはならないという理由をもう一度答えてください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり私も途中から理事になっているわけでございますけれども、21年2月25日の広域圏理事会の協議結果というものも重要視しなければならないということは当然でございます。その上で吾妻広域圏として任意の計画を、具体的な計画を立てていくというのがよいのではないかというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 本会議ですから、ある意味確認の意味で言っていますけれども、町長は私の質問に最初からきちっと答えていただかないので、質問のしようもないような形になってきているんですけれども、町長の立場として、この町から理事として出ていますよね。そうすると、前回の議決でうちのほうの議会がこれは否決で計画はつくってそのままにしておいたほうがいいですよというふうになったということは、その立場を受けて町長は広域で発言し、やるのが筋だと思うんですが、何か広域の理事会で、この間の全協のときには陳謝をしてきたような話をしてはいますけれども、その辺の認識が違っていませんか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、6カ町村の中で5カ町村が可決をしたということでございまして、私ども執行部の説明不足でこのようなことになったということで陳謝をしたところでございます。その上で、皆様の要望というものもご説明を申し上げて、各事業、施設ごとの計画もつくっていただく、つくるということになりましたので、この点をご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） だとすれば、やはり私が言っているほうが正しいような気がしますけれども。

町長、このまま適当に答弁して私の時間が過ぎればいいと思っているのか、それは知りませんが、非常に大事な立場である、それを認識していない。そういう答弁になっているように私感じますけれども。そうですね。ほかの5カ町村が議決されたんだから、それに合わせなくてはならないからという話に聞こえますよ。そもそもあれじゃないんですかね。私は、理事会で例えば計画の必要性というのが認識されて確認されて、違うのをつくるんだ

と言っているのであれば、逆に当町の判断が正しかったということになるんだと思いますよ。本来なら構成町村があるんですから、その中の1町村の議会でも否決されれば議案は廃案にする、これが基本ルールじゃないんですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大変に、1町村であっても否決をしたということは重要な決定であるというふうに感じておりますけれども、やはりこの場合は、他の5カ町村、可決をしているわけございまして、やはり吾妻郡全体の重要な事業、そういうものを行っている広域圏の問題でございます。やはりそういうところは他の町村との調和といいますか、そういうものもとることは当然必要であるというふうに考えておるところでございます。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問に対しまして、真摯に答弁をしているところでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） じゃ、もう一度聞きます。

本来構成市町村のうち1カ町村でも否決されれば、その議案は廃案にするというのが原則ルールだと思いますけれども、それが基本のルールじゃないですかというのを聞いたんです。町長の見解を示してください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり広域圏、6カ町村で構成をしているわけございまして、1カ町村の否決がありますと、県に対してこの事案についての決定資料というものも提出ができなくなって、非常に今後悔いを残すことになるわけございまして、やはりこれにつきましては努力して6カ町村合意をして、県に正式な形で提出していきたいという判断で行っているわけでございます。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 廃案というのは1カ町村が否決したからということではなくて、やはりこういうものは6カ町村がお互いに協議しながら調和してまとめ上げるものだというふう

に、努力していくものだというふう

に、努力していくものだというふう

に、努力していくものだというふう

○13番（一場明夫君） 答えていただけないので、これは最後にしたいと思いますけれども、そうなるとうちの議会の判断というのはもう全くないですよ。ほかの5カ町村が可決したからおまえもと言われる話になりますよね。ある意味でプレッシャーをかけられることになります。これはうちだけじゃないと思います。でも現実には、計画をつくるのが大切だという主張というか、否決をしたことによって、計画は必要だと言ったんですよ、きっと理事も。そういうふうに考えると、単純におまえのところは1つだけ否決しているから違うよという話じゃないんだと思います。私は、少なくとも各町村が独自の議会を持っているんですから、そこに議決を求めるということはその町村の判断というのはそこに、それを重んじていただく、これが原則ルールだと思っています。

ですから、そうすると、町長が言っているように、ほかの議会で議決されたんで、協調性がとれなければ困るんだから、簡単に言えば考えを変えて議決してくれと、きょう言うように聞こえますけれども、それで間違いないですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申しましたように、この議会での否決というもので理事会において個別の計画というものが策定されるということになったということでございまして、大変有効なものであったと、重要なものであったというふうに思っております。ですから、それを踏まえて、この東吾妻町の議決も大変重要でございますので、またここで再度お願いをして、皆様のご判断を仰いでいるというところでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。言っている意味はわかりました。

町村の議会の判断よりは広域議会の判断が優先して、だからもう1回議決をし直してくれと言われていたというふうにはしか私にはとれませんが、せめて、何ていうんですかね、前と違ってこうなんだからもう一度議決すべきではないですかというものを言ってほしかったんですけども、その言葉がちょっと聞こえなかったんで残念ですけども、最後に、本当に前と変わらないと言ったんですけども、本当に変わらないんですか。もう一度最後に確認します。それだけで結構です、私は。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどもご説明申し上げましたけれども、1月30日の理事会におきまして、広域圏の計画については策定はしないけれども、重要な施設の長期計画、これについ

ては作成するということが合意をされているところがございますので、これが前とは決定的に変わった点でございます。そこのところを理解を、特段の理解をお願いしたいというところでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○13番（一場明夫君） もう結構ですよ。聞いても答えてくれないから。

○議長（菅谷光重君） そうですか、はい。

では、ほかに。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 確認なんですけれども、この整備組合の規約から、この広域町村圏の計画の策定を削除するということなんですけれども、それで今、町長何度もおっしゃっているように、重要施設の長期計画は立てるんだと。それはきっと当然この規約の中に入ってこないで、各その事業の中に入ってくると思うんですけれども、その長期計画というのは私どもの目にどういうふうやってつないでいただけるんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、広域議会のほうで審議をされるものだというふうに思っております。ですから、当然この町の議会でもその内容について、また説明を要する場合は説明があるというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） なぜこんなことを申すかと、やっぱりどうもこの広域圏に対する不信感みたいなものがあるもんですから、計画は立てますよと言いながら、これさえ通してしまえばそれでいいんじゃないかというように聞こえてしまいますので、ぜひ議会で話をしていくと、広域圏の議会で話をしていくということなんですけれども、しっかりと立てるということを再度理事からお答えをいただきたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先日の全協の最後に折田中之条町長もちょっと触れておりましたけれども、広域圏の事務局の職員、とりあえず現在まで決まっているのは東吾妻町、草津町から1名ずつ事務局員を出していくということになっております。そのようなことでございますので、お尋ねの点については、以前とは違って、その点は確実に実行できるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 計画を立てて確実にというような今発言がありました。2日前の全協

の席でも、今度は中之条町長も白紙からというような表現をちゃんとみずからしていたのに、新聞紙上では、議員が白紙から考えたほうがいいんじゃないんですかというような発言をしたとかいうことであって、中之条町長みずからが白紙撤回したというようなことは新聞では報道されていないというように、一言一言のその町長や理事の発言がどこまで信用できるのかというと、そういう不信感のもとにあるわけです。ですから、確認のために聞いているんですけれども、理事としてあなたはどのような態度で理事会に望むのかということももう1回聞かせていただきたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、理事としてその点は常に把握をして実行していくように進めてまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 本当にこの議会の意見やこの町のことをちゃんと広域圏の理事会の中に伝えて持っていくんだと。そこで主張していくんだという気概を本当にもっと持ってもらいたいんです。どうも私も同僚議員が言ったように、この議会の意思決定をしっかりと理事会の中で伝えてもらっていない、そういう不信感があるわけです。今後しっかりと、理事として出ていくわけですから、理事会の中で我が町の主張をちゃんと伝えていってほしいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、今お話し申し上げましたような各個別の事業等の長期計画、また事務局員の他町村からの派遣等の問題も伝わって改善がなされているわけでごさいます、その点は伝わらなかったというふうなことはないわけでごさいます、その点をご理解をもう一度認識をしていただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、これからも理事会というものがしっかりとこの広域圏の仕事をやっていかなければならないということは当然のごさいます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 金澤議員、いいですか。

ほかに。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 今の組合の規約の3条の1に掲げられていることを一たん削除してい

くということですがけれども、新たな計画を立てられたとして、それが尊重されていかなければいい運用ができないわけですが、尊重されていくためには明文化というようなことがやはり必要なこととも思います。明文化されなくても十分尊重されていくんだということがあるならば、それでもいいのかどうか、その辺を町長にお伺いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 明文化の件につきましては、今後の理事会等の審議の中で模索をしていくものだというふうに思っています。いずれにしましても、理事会の中でこの事業、施設に関する計画というものをしっかりと立てて、その計画を生かして事業を推進するように理事会で努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） わかりました。

○議長（菅谷光重君） いいですか。

ほかにどうぞ。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 自由討議、特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第2号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について及び日程第5、議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてを一括議題といたします。

なお、吾妻郡生涯学習複合施設及び吾妻郡文化会館については、教育施設となっておりますので、地方教育行政組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、議会は議案第2号の議決前に教育委員会の意見を聞かなければなりません。その教育委員会の意見は、お手元に配付のとおりであります。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について並びに議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

吾妻郡文化会館、吾妻郡社会福祉センター及び吾妻郡勤労青少年ホームの複合施設並びに吾妻郡生涯学習複合施設、総称ツインプラザは、中之条町に管理運営を委託し、その経費は中之条町の一般会計で予算措置が行われ、全額中之条町が負担をしております。また、吾妻郡生涯学習複合施設に係る建設費は97%を中之条町、残りの3%を旧7カ町村の人口割りで負担をしております。さらに、これらの施設に携わる職員もすべて中之条町職員という状況であります。

こうしたことから、平成23年11月29日に開催をされました理事会において、中之条町に施設を移管することの方向性について各理事の同意が得られ、同日開催をされた全員協議会で報告、説明され、平成24年1月5日の理事会でその旨決定をされましたので、吾妻広域町村圏振興整備組合として、これらの事務の共同処理を廃止し、また組合規約の中のこれらに関する事務についての規定を削るものであります。また、移管後の施設運営については、これまで同様に広く吾妻郡民の利用に供することが確認をされております。

次に、第3号議案ですが、この規約改正に伴いまして、吾妻郡文化会館、吾妻郡社会福祉センター及び吾妻郡勤労青少年ホームの複合施設並びに吾妻郡生涯学習複合施設、総称ツインプラザの駐車場等用地、建物及び備品等の財産については残存価格も少なく、運営経費が中之条町で支出されていることなどを考慮し、中之条町への無償譲渡をするものであります。

これにつきましても、平成24年1月5日の理事会において合意され、既に構成5町村では可決済みであります。広域圏の発展のためにもご議決をいただきたく、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、関係課長より説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、まず第2号議案を1枚おめくりいただければというふうに思います。

規約についての改正です。

先ほど町長が申しましたように、文化会館等の複合施設、それからツインプラザの生涯学習施設というのがこの第3条の第2号、第3号、第5号、第13号であります。ですから、これらを削除して号を上げるということになります。

それに伴いまして、その下の第18条のところは号ずれによりまして、第3条第7号というのが第3条第4号というふう読みかえられます。よろしく願います。

これに伴いました第3号議案というのが財産を無償で中之条町のほうに処分をしますよということでもあります。

1枚めくっていただきまして、右側に別表として土地、建物、組合債等の明細が書かれています。

前回の全員協議会等でご説明をしております。そういう中で、そのときに指摘されましたもう少し詳しい資料ということで、お手元に平成24年2月8日臨時会資料というような1枚紙と、資料1、2というA3判とA4判の資料があると思います。これについてご説明を申し上げます。

まず、1月5日、1月30日の理事会の議事録についてもぜひ資料として提出していただきたいというようなお話がありました。広域のほうに問い合わせをしたんですけれども、何分

広域も本当に人数が少ない中で一生懸命事務を取り組んでいるということで、まだ議事録の作成までには手が回っていないんですよ、申しわけありませんということでご回答いただいております。ですから、ご質問等につきましては、町長が理事として5日、30日に出て協議をした内容については要点説明というような形でお世話になればというふうに思います。

それから、費用はどうかというようなお問い合わせでした。

まず資料1、この大きなやつですけれども、これをちょっとご説明させていただきます。これは22年度の広域の決算書になっております。いわゆる中之条が運営経費をすべて賄っていますよというような内容をちょっとご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、5分の1とあります、要するに5ページあるうちの1ページ目ですよという意味です。5分の1の使用料というところに丸がついていると思います。ここに福祉センター使用料213万5,800円、文化会館使用料81万2,680円、ツインプラザ使用料379万5,200円というような歳入、いわゆるこれがあるそこを利用する使用料を払って入った収入というふうになります。

これによって、この同額が次の2ページ目に、まず社会福祉センターの運営費という形で同額が中之条町のほうに委託料という形で支払うということです。いわゆる歳入の部分、使用料の分がそっくり中之条町に委託料で行っていますよと。

もう1枚めくって3ページ目が、裏表になっているので申しわけないです。3ページ目がその文化会館と生涯学習施設についての歳入がそっくり委託料として行っていますよという、こういったことになります。

ですから、運営費につきましては、当然広域圏の施設ですので、歳入は広域圏に入りますよと。ただ、すべて歳出のほうは中之条町で持っているので、同額を、いわゆるトンネルで中之条町に行っていますよという資料になります。

4ページ目になります。これが文化会館にかかる所要経費ですよということになります。これはかなり中之条町で昔からのデータ保存ということでつくっていただいたんですけども、この下のほうの平成22年度決算ベースの額です。ここにありますように、先ほど説明した213万5,800円の福祉センター使用料、文化会館使用料の81万2,680円の合計がこの収入という294万8,480円ということになります。これは委託をしていますよという金額です。

支出につきましては3,729万2,685円ということで、ここの上のほうに運営費にかかる町負担分というふうに書いてあるんですけども、これは中之条町が負担していますよという

意味合いになります。その合計が22年度ベースで3,434万4,205円ということで、中之条町が運営についてはこういった形で負担をしていますよということになります。

そして、5ページ目になります。

5ページ目がツインプラザに係る部分であります。

平成22年度のところを見ていただければと思うんですけども、379万5,200円ということで、歳出が1億474万5,854円なんですけれども、ただこの人件費の部分につきまして、この下に米印で書いてありますように、全体、中之条町は社会教育課と公民館があそこに入っております。そういった形の中で、社会教育課の職員がツインプラザの運営管理に関しても行っているということで、一応中之条町とすれば40%ぐらいかなということで積算をしたというふうに伺っております。そこでこういうふうな形になっています。この40%が数字としてどうかというのはちょっとあれなんですけれども、その40%で一番右のほう、右というか真ん中辺の運営費にかかる町負担金ということで1億95万654円というような形で運営費がかかっていますよ。いわゆるこれはランニングコストということになると思います。

それで、もう1回最初の資料に戻っていただければというふうに思います。

この間、全協のときにお配りいたしました資料のところに残存価格があると思いますけれども、この残存価格について、文化会館について2億9,494万3,000円という表記がありました。これをよく精査しましたら、リニューアル経費が足されていません。ですから、ここでは435万9,258円は東吾妻町分ですよというような記載があったんですけども、それを引きますと1億2,126万4,000円という経費です。ですから、中之条町がリニューアルで足したものは引いて、吾妻郡全体として考えたときにこれ掛ける1.478%ということで179万2,282円というものが文化会館としての残存価格である。ことしにつきましてはすべて中之条町ということになっております。

次はツインプラザになります。

ツインプラザにつきましては、建物が20億円からのお金になっておりまして、これについてはこの間提出した資料のままです。土地につきましてもこの間のままです。そうしますと、文化会館の②から建物、土地を足しますと、いわゆる2,448万2,336円というような形のいわゆる計算上の残存価格、東吾妻町分ということになるんだと思われまます。

続いて、ツインプラザの償還額ということで、まだ26年度までの償還が残っております。そういうことで、4億3,379万7,200円の1.083%ということで469万8,024円分につきましては、これからいわゆる財産処分しない場合の負担になるということで、残存価格からその負

担分を差し引きますと、1,978万4,312円ということで、いわゆる今東吾妻町として持っている残存価格的には2,000万円弱というような、そんな数字になるのかなというふうに思います。

それから、広域の関係で私も思ったんですけども、うちも消防の施設がございます。広域圏であると、いわゆる公共施設なものですから、そういうものには固定資産税というものは一切かかりません。ですから、中之条町に施設がいっぱいあるということは、中之条町がそういった意味でも目に見えないところでかなり負担を負っているのかなというふうに思います。国とか県とかほかの自治体が例えば我が町に施設をつくった場合については、所在市町村交付金というのが交付されます。これが固定資産税のかわりの額になるんだと思います。そういった法律がないものですから、広域でやっている部分については、そういった部分については過分なご負担をいただいているというようなことになるんだというふうに思います。当然うちの町も消防署がありますから、施設のない郡内から考えれば、そういった負担もやっぱりしながら、広域としての運営をしているのかなというふうに思われます。

続きまして、3番目の利用者になります。

利用者につきまして、このA3判の3ページつづりになります。

まず1ページ目がいわゆるツインプラザ、大会議室、研修室、和室等の利用件数になります。これ町村別にとったんですけども、そういうデータがないということで言われてしまったものですから、ここの分については、文化会館もそうなんですけれども、年間こういった、これは22年度ベースですけども、こういった利用がされていますよということになります。

次の2ページ目になります。

しっかりデータが出ているのが図書館の施設になります。あの施設につきましては、しっかりしたデータが出ております。

まず、登録者数であります。東吾妻町につきましては5,346人の登録が、これが23年3月31日現在ということになります。町村合計で1万7,653人ということで、じゃどのくらい比率であるかということ、一番右の30.28%、非常に利用が高いというふうに思われます。当然立地条件等もあるので、そういった意味では利用が高いかなというふうに思います。

3ページ目が、登録はしているけれども、登録の中でこの本を借りている人はどのくらいかという数字がこの26.2%という数字になりますということです。

ですから、提案は無償で財産を譲渡しているというような提案であります。そういうのは

いわゆる我が町民にとってどれだけ、例えば損失があれば大変な話なんだと思います。その辺が一番心配なんだと思いますけれども、こういったことを考えていくと、運営費についても中之条町でやっている。

現在については、運営費はずっと中之条町ですけれども、これがまたずっと広域でこのまま進んでいくという話になったときに、どういうふうに運営費というものが考えられてくるかというのが非常に微妙な話だと思います。また、当然広域という中の施設であって、加盟町村とする責任においては、そういったものを運営費についても応分な負担が必要になってくるんだろうというふうに予測されます。ですから、そういう意味も含めれば、いわゆるああいったハード施設というものを持っていることで、なおかつほとんどがもう中之条町が運営を100%していますし、残債については中之条町がみんな持つというような中からすれば、そういったことは無償譲渡していくのが町民利益につながるのかなというふうには判断されます。

最後に、4番目になります。県との協議という話です。

これ中之条町に問合せましたら、起債の関係の取り扱いをまず、当然心配するのは起債ですとか補助金がどうなるんだろうかという話だと思います。起債、補助金の関係です。

起債の関係につきましては、ここにありますようにツインプラザの残債は全額中之条町に移りますよと。4億3,000万円の残債が全部中之条町に移りますよと。平成24年度以降は当然、ですから他の自治体には負担はなくなりますと。ですから、1の資料にもある普通交付税上、右側に建設のものがあつたと思うんですけども、その普通交付税の処理、返ってきた部分については当然これは97%、3%で動いていましたけれども、それは100%中之条に行きますよということです。

それと、このことに関して県市町村課と協議しており、特に普通交付税上の問題はないとの見解を得ていると。それで、利用形態の取り扱いについて、補助金等の絡みでお話をしているんだと思います。そういう中で、確かに利用形態については今までの形態を維持するもので、広く吾妻郡民を対象とした施設として運営されますということで、そういう方向で進んでいるというふうに伺っております。

ということで、本当に雑駁なんですけれども、なかなかこの間の全協のときにもう少ししっかりした資料というような中出し切れない部分があつたと思うんですけども、よろしくご審議をお願いいただいて、ご議決いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時59分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 1時00分）

○議長（菅谷光重君） 質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私がお願いしていた資料が出て来ないので、多分説明してくれるんだと思いますが、広域組合の4施設を中之条に無償譲渡するという部分が論議された理事会、また全員協議会、この辺のところについて理事の要点説明でお願いしますと書いてありますが、要点というわけに、わかりづらいので、きちっと説明を順を追ってしていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、11月29日に開催をされました広域圏の理事会におきまして、中之条町に施設を移管するという話が、これにつきましては、中之条町町長、理事長さんでございますけれども、そこらご意見が出されました。午前中の説明にもあったように、運営費のほとんどが中之条町で現在運営されておまして、また職員もすべて中之条の職員であるというふうなことから、このことは以前からの中之条町としての課題でもあったというふうなことだと思います。そのようなことで、ぜひ中之条町のほうに移管を願いたいということが出されまして、これにつきまして各理事の同意が得られ、その日開催をされました全員協議会でそのことが説明されたわけでございます。また、1月5日に理事会が開かれまして、その場でも施設の移管につきまして、その旨決定をされました。

そのような経過をもちまして、中之条町に文化会館、そしてツインプラザにつきましては

移管をされるということに同意がなされたわけでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 1月30日ですか、理事会の経過をお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 1月30日の理事会でございますが、以前も全協でその点をご説明をしたかと思えますけれども、この段階では、規約改正の面、それから施設の移管の面、この2点につきましては既に吾妻郡の残り5町村の議会の議決は可決はされていたわけございまして、その中で、さっき午前中にも申し上げましたとおり、東吾妻町につきましては1町だけまだ可決をされておられません。そのようなことをご説明を申し上げまして、議会の要望というものをお伝えしたわけでございます。その点が各事業、施設ごとの長期計画、これを立てたほうがいいんじゃないかと。これにつきましても、そのようにつくりましょうということになりまして、また、広域圏事務局の職員につきましても、現在は中之条町の職員がすべてに行っているわけでございますが、東吾妻町、それから草津町から、4月から1名ずつ職員を派遣するということになりました。

また、施設移管後の利用形態につきまして、これにつきましても、県の強い事業上、制度上の強い制約を受けるものですから、確約書を交わすわけです。今までの利用形態を引き続き続けなさい。吾妻郡民全体に利用できるようにしなさいという確約書が交わされるわけございまして、また、郡内の6カ町村の町村長がそこで連名で署名、捺印をして、同様の利用については今までどおりとするという確約書を取り交わすということになったわけございまして、そのようなことから、5カ町村の理事からご要望についてお答えをいたしましたので、ぜひ議会の皆様のご理解を得て施設の移管についてもご可決をいただきたいということをお願いをされたわけでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それがすべてでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在の説明がおおむねすべてだというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

そうしますと、この前の全員協議会で少なくとも理事会で中之条病院の交付税を分配することについてと、その4施設を中之条に無償譲渡する、この議決が交換条件的なことで理事会で決定されたような趣旨のちょっと答弁をしたと思いますけれども、そういったことは一切なかったということで解釈していいんですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 人口割の交付税の配分につきましては、それについては今の当町の議会のご要望にお答えをした点から、ぜひご議決をいただきたいということでございまして、議決をされなかった場合というふうなことで、正式なあれではないんですけども、やはりそこまで皆さんの要望にこたえておりますので、ぜひお願いしますが、否決になった場合には、人口割による交付税の配分、こういうものも考え直さなければならぬ状況になるのではないかということでございます。そのような理事からのご意見も出ておるところでございまして。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 非常に重要な部分なんですね。なぜかという、ですから議事録が欲しいと言ったんですよ。町長のそのあいまいな言い方ではどういうふうに決まったかわからないんです。でも議事録の提出はしていただけませんので、ここで判断するしかないんだと思いますけれども。簡単に言うと、きょうのこれが議決されないと、交付税の配分についても、前には決めてあったんだけど、もとへ戻して配分するかしないか、この間するときには配分をするかしないかという言い方に聞こえましたけれども、そういうことになることが議事の中で議されたということは間違いはないんですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうことは意見交換の中で出ております。やはり他の5理事にとっては、東吾妻町の皆さんのご意向に沿ってそのような職員の面、長期計画の面、それから利用形態の面につきまして改革なり譲歩というものもしたわけでございますので、その点を配慮いただいて、ご可決をいただきたいという気持ちから出ておることでございますので、その点はよろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） もう一度確認します。

この議案が仮に否決されたときに、交付税の配分がなくなるというような、そういうものに結びつくものではないんで、ないんだということは間違いはないんですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、私が理事会に出ていた状況でございますと、大変懸念をされる状況でございます。やはり他の理事につきましても、吾妻郡の広域圏の仕事、これをよりよくするために日々考えておるわけでございます、そのようなことから5町村として合意されて、議会の合意も得て行っていることでございますので、その点につきましては東吾妻町、どうぞ可決をいただいて、郡内の調和、そういうものをひとつ第一に出していただきたいというところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私、たまたまほかの町村長と話をする機会がありまして、そういうふうになっているんだよという説明を受けたことがあります。でも町長も、多分今話を聞いていると、実際にはそういう論議がなされたんだと思います。それはいいでしょう、議事録を出さないんだから私にもわかりません。

ただ言えることは、これを議決しなければこっちがチャラだよというようなことを理事会で決めておいて、それを前提にうちの議会が、何ていうんですかね、そう判断せざるを得ないような議決を仮にしていったときに、議決そのものの有効性、場合によっては、その申し立てによってはその可能性も出てくるような、そういう問題に発展する可能性もあるかなと思いますけれども、その辺については大丈夫ですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり皆さんはこの広域圏の仕事を前向きにこれから郡内の皆さんがお互いに連携して進めていくには、東吾妻町の皆さんのご要望に対して、それを譲歩して認めて、それでぜひお願いしますという気持ちのあらわれだというふうに思っておりますので、やはりそういうものに私どもはこたえて、今後この吾妻郡の中の調和、連携というものを継続していかなければならないというふうに思っております。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長、何か不十分だと言うんですが、答弁。

町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やはり東吾妻町も他の町村もお互いに譲歩しながら将来に向かって考えていくことでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 非常に大事な基本的な部分なんで確認しておきたかったんですが、

答えていただけないので、どうしますかね。答えないでこのまま待っていてもいいんですけども。難しいことじゃないんじゃないですかね。ないかあるかでいいんだと思いますけれども。もう一度聞きます。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりお互いの立場を認め合いながら、譲歩するものはして、合意点を見つけて、将来に向かっていくことが必要だというふうに思っております。余りにそうやって1つのことに固執をしても、なかなか決まるものではございません。やはりお互いに融和、調和が必要だというふうに思っております。

○13番（一場明夫君） 制度上の問題点についてなんですよ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 制度上の問題という点につきましては、やはり郡内の6町村すべてが合意をして、その結果を県に上げていくということが必要だというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私の質問の仕方がさっきから悪いんですかね。私が懸念しているのは、そういう問題に発展したときに困るから聞いているんです。そうでなければ聞きやすいですよ、こんなこと。その懸念がないのであれば、これから論議に入れるんですよ。町長からそれを明確に聞きたいんですよ。これは大丈夫ですよと。それだけしてくれますか。そうでないと次の質問へ行けません。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 前回の理事会で議会の皆様のご要望、年度計画、事務局の職員、それから施設移管についても確認書のお互い6町村の長がお互いに記名、捺印して交わすということが合意で決まっているわけですので、こういうものを踏まえて、ここで一步前進するというのが今回の問題の一番の解決策だということだと思います。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 事務局から補足説明いたします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 地方自治法によりまして、事務事業の関係、いわゆる先ほどご可決いただきました規約の改正の関係、それから財産処分関係につきまして規定はされております。地方自治法の第286条、これは一部事務組合の組織、事務及び規約の変更というこ

とになります。ですから、県がつくっている一部事務組合については総務大臣、その他のいわゆるこういった広域圏の一部事務組合については群馬県、いわゆる都道府県知事に届け出をしなければならない。いわゆる入っている町村、6カ町村のこういった議決なら議決を経て、それを持ち寄って、それを県に届け出をすると。それで県の許可がおりて、まずこの規約の改正になります。

規約が改正されたその次の第3条が財産処分になると思います。この財産処分につきましては第289条に規定がありまして、財産処分を必要とするときは関係地方公共団体の協議により定められますよということです。ですから、ただいま5カ町村はそういった協議が調っております。ですから、ここの議会のいわゆる東吾妻町の協議が調べばそういった処分が行えるということになると思います。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） じゃ、私が聞いたことに対して、ちょっと聞いていることと違うような、問題がないという答弁をいただいたということで進めていいですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 私どもの受けとめ方がそういう受けとめ方をしたんですけれども、それが間違っていればちょっと何ていいますかね、質疑になっていないと思いますので……

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 間違っているからちゃんと答えてと言っても答えてくれないじゃないですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） その間違っているというのがちょっと認識できなくて申しわけないんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 決して困らせようと思って言っているんじゃないんですよ。非常に後で問題になると困るから聞いているんです。それはじゃ、問題がないという回答をいただいたということで、前提で進めます。それでいいんだと思いますので。

じゃ、理事さんにお聞きします。町長ですかね。

広域組合として4施設を共同処理する事務から除外するわけですよ。先ほどの説明だと中之条から申し入れがあったというんですけれども、それを理事会で判断した根拠、理由、これを明確にして説明していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、先ほど午前中の説明にもありましたように、現在この施設の運営に当たってはほとんど中之条町が支出をして、また運営をする職員も中之条町の職員がすべて当たっているわけございまして、そのような点からも、施設の利用形態が変わらなければ、それはよろしいのではないかという理事の合意が得られたわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私が考えるには、やはり広域としてのそれを設置しておく意義がなくなったという前提が移管をしましょうという部分になるような、それが基本のような気がするんです。ということは、そこの利用目的がきちっと達成されたというのが一つの基準になるような気がするんですけれども、そういった論議というのは全くなされなかったんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、やっぱり現状の運営的な面を見て判断がされたということでございます。やはり実質的な面は中之条町がお金も出し、職員も出し運営されていることでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） その答弁からすると、論議されなかったという解釈だと思いますので、それで結構です。

先ほど起債の話がちょっとありましたけれども、国・県の補助金を受けて、その目的をもって施設を設置している、そういう前提からいくと、かなりの部分で制約が出てくるんだと思います。それに基づいて広域として設管条例を設けて今まで運営してきている。多分このきょうの議決があれば、それをまた今度は廃止していくんだと思いますけれども、自動的に廃止になるのかそれはちょっと確認していませんけれども。それを要するにほかに無償譲渡するということで、制度上の問題、さっきは県から強い指導と言いましたけれども、どんな指導だったかわかりませんが、残るような気がしますけれども。本当にそれについて問題ないんですか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、問題がございません。そのことから協議のוות、他の町村につきましては可決がされているわけでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長が言っている問題がないというのは、全部がオーケーしたときの話でしょう、きっと。ですよね。ですから、本来は問題があるんですよ。その目的でつくった施設なんですから。それがなかったら補助金の交付目的に反してくると思いますから、それはそれで結構です、じゃ。

私がさっき言ったように、少なくとも廃止する、事実上廃止するんですけども、広域として。そうすると、やはり設置目的が達成されたというものが除外の対象になっていくんだと思いますけれども、この点について町長の見解、目的が達成されたから向こうへやるんだというふうに理解するしか私はないと思っているんですが、町長の見解は、その辺のところについては、一定の目的が達成されたと理解しているんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、広域圏の事務局のほうで県当局に対して制度上の問題等の指導を受けて協議をした結果が、利用について現在のように吾妻郡民全体に供することを確約することで承認を得ているわけでございまして、その点につきまして、ほかの町村長とともに署名、捺印をして、その点につきましてもしっかりと確認書を取り交わして今後も対応してまいるというところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長、聞いたことをよく要点ぐらい書いて、まとめてちゃんと答えてくださいよ。何もしないでこう聞いているようだけれども、メモしておけばわかりますよ。わざとしないで答えないでいるんなら、それはそれなりに私も考えがありますけれども、そんな失礼な話はないと思いますよ、いいですか。

ちょっと別に振りますけれども、教育委員会で意見が異議なしということで単純に来ているんですけども、どんな論議がなされたか、要約だけしてちょっと教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 議長から吾妻広域町村圏振興整備組合の規約を変更する協議の意見聴取についてということでございますが、教育委員会といたしましては、異議ありませんということで議長あてに提出してございます。この辺の部分につきましては、現状の利用が可能であるというようなことの中から、教育委員さんの部分につきましても、特にその部分が担保できる部分であれば、異議ないでしょうというようなことでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

多分教育委員会とすれば、その資産を譲渡する判断をする必要がないので、多分そういう判断だったんだと私も想定します。それはそれで結構です。

廃止後は中之条町に無償で譲渡するという話なんですけれども、さっき聞いていると、譲渡後も同じような条件で利用できるよという確約書を交わせれば県がいいと言っているよというふうに多分言っていると思いますけれども、その辺の協議が成立していますか。協議書ができていますか。

もう一つは、建物の耐用年数というのがありますよね、50年とかありましたけれども。せめてその期間中ぐらいいはその施設をきちっと運用して同じように利用できるというものの確約がないと、中之条に移った時点で、いやこれはもう要らないから廃止しますよといって廃止するのは中之条の権限になりますから。その同じ条件で利用できるもの、利用の申し込みも含めて、利用料金も含めて。それと、建物が耐用年数というのがありますんで、それが償却してしまうまでの間、きちっと同じ目的で利用しますよという確約はとれていますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 確約書の面でございますけれども、これにつきましては、県の指導も受けることでございます。やはり内容的に、その県の内容も含めてお互いに交わすわけでございます。これにつきましては合意はしております。しかし、書面についてはこれから、書面内容についてはこれから協議をいたします。そして作成をいたします。

それから50年の耐用年数残り13年ということでございますけれども、この県の指導も当然利用形態を変えないでやりなさいということは、当然続けなさいということでございます。また、特に文化会館につきましては、建物自体がかなり老朽化しておるというような面もございますけれども、これについて確認をいたしましたところ、それは県の指導に基づいて、すぐに解体してしまうような、そういうことは絶対にありませんというお話でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

非常に肝心な部分なんでもう一度聞きますけれども、文化会館が多分800人ぐらいの収容があるんですかね。うちのコンベンションが400、多分ツインプラザが200ぐらいだと思います。そういうものがあるという想定の中で文化施設を各町村がつくっている。そういったことを考えると、中之条に移管になって、中之条がもっといい利用があるからとそれが外されてしまったんでは元も子もないという部分が正直いってありますので、もう一度確認しま

すけれども、ちょっと微妙な言い方だったんですが、同じ条件で利用できるというのと建物が償却するまでの間は同じ目的で利用するという確約が町長としてとれますね、じゃ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 利用形態につきましては何度も申し上げているとおりでございます。

また、何か中之条文化会館について、解体をして云々というような単なるうわさが出ておるというようなことを聞きました。そのようなことから折田町長に確認をしたところ、そういうことは絶対にございませんという話でございまして、解体をして他に転用するとか、そういうことはないということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私は余りうわさ話は聞いてはいなかったんで、そこまで言っていたく必要はないんですけれども、わかりました。それが確約されているというのがわかりました。

きちっと書面で交わしていただくということが大切だと思いますので、それは必ずしていただくことが必要だと思います。

4施設が中之条のものに今度はなつたと仮定します。そうすると、そこにあった広域の事務局、消費生活センターと、この辺の設置場所についてはどんなふうに判断をしているんですか。中之条のところの間借りして賃借料を払うんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、事務局員の派遣の件等も同様に、これからの協議内容になってまいりますので、ここではっきりと申し上げることはできません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） おかしいですね。だって、もうやろうとって話をしているんですよ、無償で。決めてしまってからそういうものを論議するんですか。通常どんな細かいことでもそうですけれども、答えられるような協議や調整がちゃんとできているんじゃないですか。だから私が心配しているんです。単なる理事会で皆さん、町村長さんが寄ってよかんべ、西部の町村とうちの町村とはスタンスが全く違うんですよ。西部はなかなか利用しづらい、そういった中で判断が非常にしやすい。うちは、例えば図書館でも、先ほど利用のあれがありましたけれども、かなりの部分で利用しているんですね、3割ぐらいですか。そうすると単純にはいかないということがあるんです。ですから聞いているんです。本当にそういう細かい詰めはしないで判断を求めているということですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、おくれておるといふような点は否めないと思いますけれども、その点につきましては、事務局も新年度予算にかかりきりというところで、なかなかそれが済まないところでは、新たな設置場所等についても話は進んでいない状況にございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） まだ時間大丈夫ですか。

じゃ、次の質問をします。

調整不足だということはやむを得ない、やむを得ないというか、現状がそういう段階で求めているというのはよく理解できました。

1つ、建物や土地の資産価値、資料を出していただきました。それを見ると30億円近い資産価値があるというように多分書いてあったと思うんですけれども、それが中之条に無償で譲渡になる。この試算だと現在の負担金の割合ですよね、これを根拠に多分町村の権利分というのが割り振られているような気がするんですけれども、見ると当町が建物で2,671万円と土地で約34万円、それくらいになっているんだと思いますけれども、この負担金を根拠にした試算方法だと、建設当初に交付された国庫補助金、国・県補助金、これが約8億7,600万円あるわけですね。これは人口割か、要するに均等割が入るのかわかりませんが、やはり構成町村に一定の割合で利益が来て、中之条にすべて行っている話じゃないんだと思います。

もう一つは、生涯学習複合施設、通称ツインプラザについては起債の償還金を中之条が負担していると。でもそれにかかわる交付税、75%かな、地総債と言っていましたから。それが要するに中之条のもう一般会計にどんどん入っているわけですよね。そういうふうに考えると、単純に中之条が9割、10割近く負担しているという話ではないんだと思います。

だから、企画に出していただいた資料というのは各町村の権利分というのが事実上はかなり過小に評価されているというふうに感じますけれども、そんなことはないですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 前回のときにこの試算の表が出ています。今回こういった形で出ています。いわゆるこの計算式を、前回出したときの計算式を見ていただければわかると思うんですけれども、建設、いわゆるその施設の建設費というものがしっかり押さえられています。この内訳として補助金あり、起債あり。若干ですけれども、建設当時に勤労青少年

ホーム、福祉センター、文化会館につきましては、一番下のほうに町村負担金という形で、例えば勤労青少年ホームだったら、事業費全体は6,956万6,000円だったけれども、町村負担金を2,259万9,000円のうちの10%を他の7カ町村で分けたと。90%は中之条がこれを負担したと。それで全体、ほかの部分については全部中之条が起債償還もしているということでもあります。

ですから、そういった意味で全体で減価償却をしていって残存価格があって、それを今とどうか、町のその割合というもので割り返しておりますので、この数字になるということになります。ですから、文化会館でしたら1.478%という数字で割り返してこれが残存価格になると。

それで、償還の話であります。当然償還についても、償還とどうか交付税についても、文化会館につきましてはすべて中之条町が起債をして中之条町が返しています。ですから当然交付税措置は中之条町にされています。これはルール上正しいと思います。

ツインプラザにつきましては、この交付税算入というのがいわゆる97%が中之条に入って、3%の人口割でうちにも交付税措置はされております。ということで、積算上の問題はないというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 最初のとくに、建設時に入った補助金というのは、じゃそれを要するにどういうふうに見ているんですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） いわゆる全体、例えばツインプラザでお話をさせていただければ、28億2,200万円の建設費です。その内訳が県から7億7,843万1,000円、起債として18億7,120万円というような形です。これが足されて事業費となります。この97%については、いわゆる起債を中之条が返しているということになれば、その残りの3%を残りの町村で返しているという数字でしかわからないですので、全体の事業費の中で97%分は、やはり中之条町の何ていったらいいんでしょう、共有財産とすれば、共有が97%財産を持っているというふうに解釈するのが普通だなというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっとよくわからない。なぜかという、私たちデータが少ないもんですから、よくわからないんですけども、それと知識がやっぱり不足しているのかもしれない。

わからないんですけども、補助金だとか、それを抜いたほかが起債になるのかなと思っていたんですけども、そうじゃないんですね、じゃ。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 当然そうです。20億円で10億円補助金があれば、10億円足りないから10億円起債しましょうかという話になります。その起債をしていく中で、いわゆる広域の中で負担割合を決めていくということになると思います。97%が中之条町ですよ、残りの3%を残りの町村で分配、人口割で分配しますよという決めがあるということは、その補助金自体も当然そういう決めの中で中之条町に97%分は補助されているというふうに考えるのが私は自然だというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それは課長の考え方ですね。私が考えると、最初に来た補助金というのは広域の構成町村が公平に利益を得られるという前提でいくと、権利を有するものだと考えた。そうすると、それを外した部分で90何%というんであればわかるけれども、そうではなく試算されていると過小評価されていないですかという意味で聞いたんです。これは多分判断の差なんだと思います。

でも、私たちが本当にそういうものをきちっと把握できて、判断材料があってできればいいんですけども、実際には、これはお願いした、要するに中之条に無償で譲渡するのこのままやっていくのと、それでうちの町民にとってどっちが有利なのかというのが明確にわかるものを出してほしいという話をしたんですけども、多分難しいという意味でつくっていないんだと思いますけれども。町がそれができないものが私たちはもっとわからないんですよ、正直いって。

だから、町がこう言うんだから、うちにとってはメリット、要するに間違いないよ、うちの町民に不利益はないんですよ。このほうがいいですよという資料を出してくれとお願いしたんですけども、それをこれから説明していただけるんですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 明快な説明になるかどうかというのはちょっと問題なんですけれども、一応もしここで財産処分をしなかったという仮定でお話をさせていただきます。

先ほどもこの資料で説明させていただいたんですけども、財産処分をしなかったという場合は広域の持ち物になります。広域の持ち物になるということは、広域でこれから運営をしていかなければならない。いわゆるそういったハード的なもので補修が必要になれば補修

も必要になってくるだろうと。

今までは中之条町がすべてそういったところを文化会館にしては担っていただいております。ただ、こういう状況の中で、やはりそこまで広域で持っている主張するのであれば、当然運営についても負担を求めてくるというのは、私は正しい議論になって、うちの議会がもし否決ということになれば、そういう議論を今度はうちのほうから持ちかけなければいけないのかなということも考えられます。

利用状況からすると、図書館だけですけれども、約26%の利用があるということを考えたときに、単純に、ちょっとお金がかかっているのは生涯学習なんで、生涯学習で約1億円の運営費がかかっていますという試算です。だからこの人件費がどのくらい下がるか上がるかでまた別なんでしょうけれども、そういった中の、26%というのは大げさだと思いますけれども、そういった負担も当然していかなければならないという主張になるんだと思います。

ただ、こういった分賦割合とか負担割合を決めるときには、やっぱりいろんな要素があって決まってくんだと思います。例えば、例がいいか悪いかわからないですけれども、日赤病院が機器に対する補助金というものを東部の3カ町村で協議をして決めました。そういう中で、ここに建っているんだから、利用者数を調べるとほとんど中之条町とうちの町の利用者数は変わらないです。ですから、そういったことも考えられるんだけれども、半分は東吾妻町で20%を中之条町というような、そういう割合になりました。それが協議だと思います。

ですから、当然ツインプラザについてもそういった協議がこれから生まれてくるだろうというふうに思われます。そういったことまで考えれば、私は、だからじゃ中之条町にそんな大変な施設をやってしまったのかいという話になると思うんですけども、町の財政負担ですとか町民の利益等を考えれば、利用形態が変わらずにいけるのであれば、私はこういったことでいいのではないかということで、その辺があるので、なかなか数値として出し切れなかったというのが事実であります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 言っている意味はわかるんですよ、出しづらいというのもわかります。でも、今言ったように負担金を求められるとか何とかという論議はしていないんですよ、町長、さっき聞いたんですけども。これがこっちなら負担金を求められると言われてるんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり広域でこの施設を存続するということになれば、当然東吾妻町

にもその運営費の面は分担をお願いしますという話には当然なってくるわけでございますので、やはりこれは現在執行部の説明している方向でお考えをいただいております。町のためにはいいのではないかとこのように思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ということは、もう既に協議で中之条がこれだけ負担するというのが決まっています、規約にうたっているわけですから。今聞いたように、その論議というのは全くなされていないという実態ですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり今回の広域圏の中の5町村と東吾妻町の考え方の差異というか行き違いといいますか、そういうものを踏まえた上で考えてみますと、そこまで他町村から求められてくるということは非常に可能性大でございますので、この場合は町として将来を見た場合に、現在の私たちがお願いをしている件でご可決をいただくほうが有利ではないかというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そういった説明で、有利だから30億円近い資産のどのくらいうちの権利分があるかというのは、さっき言った微妙な部分がありますけれども、中之条にやってしまうといいと町長は考えているんですね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 具体的に申せば、そういう話にもつながってくるのかと思いますけれども、やはりそれだけの面で資産が数字上で計上されている面がすべてではございませんので、やはり今後の運営費等の面も考慮した上で判断していくべきだというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

だから、先ほどちょっと企画課長が言いましたけれども、私もまさにそのことを言いたかったんですが、要はほかの町村がみんなそのほうが得だからいいやとやる施設、これというのは中之条に過度の負担を押しつけることになる施設なんだと思います。今までの状況がこうで、中之条が欲しいから、それで向こうが欲しいと言っているんだからいいやというのが理由のように聞こえますけれども、今までどおり利用できて、それでいて中之条に過度に負担をさせることを広域の理事会で決めていく。それで本当にいいんですかというのか、余りに

も自分勝手な判断に聞こえますけれども、そんなことの論議というのは全く理事会ではないんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりこの件につきましては、中之条町長の申し出といたしますか、その方向から出たものでございます。そして、理事会の中で協議されて、この点について了承されてきたという経過でございますので、その点はお互いに了承を得て、そのことが中之条町としても望むものだということになれば、これでいいのではないかと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私の考え方はちょっと違うんであえて申し上げますけれども、最後だと思いますから。広域として必要なということでやってきて、みんなで力を合わせて運営してきたりしていると。そうすると、やはり広域としての責任、ちゃんと利用目的が達成できて、そういうものであれば廃止してというのは当然の話だと思います。そういった中で、中之条が言っているからいいんだという判断になったんだというふうに聞こえますけれども、決してそれだけではいけないんだと思います。

それが結果的に何ていうんですかね、中之条に過度の負担を押しつけていいのかどうかいうのも含めて、もうちょっと慎重な判断が必要なのかなというふうに感じてはいますけれども。そのやるものと30億円の資産を無償でやるものとの多分兼ね合いが、これから後で問題になったときに問われるような気がしますけれども。そういった問題について、町長は余り心配はされていない、全然問題ない、おれが責任をとるんだという解釈でいいですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それはそういう言い方もございますけれども、この件につきましては、やはり郡内の6町村が寄って、そういう施設の今後の利用の仕方、また利用形態を変えず中之条町に移管していくのがよい方向だという合意が得られたものでございますので、そこまで言及するのはいかがなものかというふうに思っております。

やはり合意をなされて、そしてその施設がその目的を達成するようにうまく運営されていけば、将来の吾妻郡にとって大変よいことではないかというふうに思っております。ぜひ吾妻郡全体の協議の中で生まれたものでございますので、皆様のご理解を得て、今後の吾妻郡の全体の融和、調和の中でよい仕事ができるようご判断をお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 終わりにしようと思ったんですけれども、そこまで言及されるのは

いかなものかというのはどういう意味でしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その先のことをご心配されていることは重々ご理解できますけれども、現在の状況ではその点は大丈夫だというふうに踏んでおるところでございますので、ご理解のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ありとあらゆる場面、ありとあらゆる可能性を検討して判断をする。これが当然の話なんだと思いますよ。そんなところまで考える必要ないなんて大きなお世話になるんですよ。

それともう一つは、西の町村と東の町村で利用形態が全く違いますから、そういう配慮も必要だし、同じに利用させるといったって、図書館に行ったら、おめえんちはよその者だよなんて扱われる可能性だってなくはないんですよ。だから、それは取り越し苦労だということのかもしれませんが、そういうことを想定しているからこういう質問をしているんであって、あなたがそういうものをきちっと論議にしていないから聞いているんですよ。それをそんなところまで言われることはないというふうな言い方、それじゃちょっと理解できません。

回答は結構ですから、これで私の質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のご意見、ごもっともでございますけれども、やはりその点につきましても、心配をしていないというふうなことではございません。やはりそういう面もあります。そういう点も今後の理事会等でも十分に審議をしてみたいと思います。しかし、先ほども申しましたように、全体の協議の中で出た方向でございます。ぜひとも吾妻郡全体の仕事の中の調和というものもひとつご理解のほどをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑は。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） ふれあいの郷に子育てひろばがありますが、そこでは当町で運営している広場ですので、ほかの町村から来た親子連れが遠慮をしいしい来ていただいています。ただ、担当の先生がほかの町村でもいいですよということで受け入れています。

ツインプラザでも年に2回キッズクラブ、子育てサークルというのが年に2回、ふだんも

月1回やっていますが、年に2回大きなイベントをやっています。そこでは、やはり吾妻郡ツインプラザということで、当町に来る人は遠慮しながら来ていますが、そこは郡ということでみんな堂々と親子連れ、小さい子が集まっております。そのように、今さっき議員のお話にもありましたが、遠慮なく今までどおり皆さんが集まれる、町民が、郡民が集まれる、そういう郡図書館とかそういう名称も変えずにお願いしたいと思います。

また、当町の担保ではないんですけれども、日赤病院についても町長がここ当町にある施設、広域で使うものに対してやはり協力を強く要請していただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふれあいの郷の子育てひろば、私もあそこで会議等を開かれる場合には立ち寄って状況を見ておりますけれども、非常にいい施設で、小さい子供とお母さんが連れ立って来て、お互いに遊んでいる姿は非常にいい施設だなと思っております。やはりツインプラザのキッズプラザも、そのように利用されているところがございますので、そういう点からも、これは県の指導もあって、利用形態は変わらないで、変えないという確約書も交わすわけございまして、6町村の町村長の署名、捺印の上交わすわけございまして、その点は大丈夫であるというふうに思っております。しかし、その点はまた理事会等で確認をしながらいきたいというふうに思っております。

また、日赤病院の機械施設の補助金でございますけれども、先日の全協の中で最後に折田新町長がお話ししたように、私は折田さんと荒木高山村長にこのようなことで現在課題になっているので、ひとつ地域医療の中核病院でございますので、ぜひ足並みそろえて今までどおりお願いしますということでお願いをいたしましたところ、日赤病院がすぐに説明に行ってくださいまして、その方向で、よい方向で現在話が進んでおります。そのように非常にお互いの歩み寄りというものが進んでおります。そういう点からも、ぜひこの件につきましては、やはり郡内の調和、協力という面をお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 当町の町民の生命、財産を守るのが仕事ですから、町民に不利益になるようなことがないように注意深くお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのように考えてまいりたいと思います。理事会等で協議をしてまい

ります。

○10番（青柳はるみ君） わかりました。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

再開を2時10分といたします。

（午後 1時59分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 2時10分）

○議長（菅谷光重君） 続いてどうぞ。

5番が早かったようですから、5番、山田議員。

○5番（山田信行君） ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、文化会館の敷地内にハローワークがありますけれども、もっともそれは違うと思いますけれども、その隣に体育館があるようなんですが、それも広域に含まれるわけですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 勤労青少年ホームの施設の一部になります。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） ということは含まれるということですね。

その中で、その体育館についてちょっと質問をしたいんですが、町長のおっしゃるように十分話の内容は理解しておるつもりでございます。しかし、大変我が町の町民は26%近くの方が利用しているということなので、利用形態について大変心配です。そんな中で、体育館は現在中之条町町民以外の方が利用すると倍取られると。また、体育館以外の目的に利用するときは3割増し、営利を目的にするときには7割増しとありますけれども、そういうことが行われているわけですね。今後無償提供で、町長のお話の中では中之条町と県と文書を交わす、そういうふうなお話は聞いております。また、6カ町村の首長の中で書面として現

在の形態を保つというお話ですけれども、げすの勘ぐりで申しわけないんですが、やはり中之条町のものになったときに、優先順位とかいろいろ細かい話も出てくると思いますが、その辺が大変心配なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 1点だけちょっとご確認なんですけれども、先ほど文化会館のそばにある体育館というお話。

○5番（山田信行君） そうです。

○企画課長（武藤賢一君） ですよ。ツインプラザの隣にある体育館の話ではないですね。

○5番（山田信行君） いや、そうじゃないです。

（「ツインプラザのところは学校でしょう、中之条の……」と呼ぶ者あり）

○企画課長（武藤賢一君） 中之条のやつになります。

（「ツインプラザとは関係ないでしょう。文化会館の敷地内にある体育館」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） ちょっと時間ください。いいですか。

じゃ、ちょっと執行部、耳を傾けてください。

5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 意地悪する気持ちはないんですけれども、能力開発機構から中之条町が広域として借りているそうです。

○議長（菅谷光重君） ここで暫時休憩をとります。

（午後 2時12分）

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 2時12分）

○議長（菅谷光重君） 続行します。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 訂正をいたします。

勤労青少年ホームの施設に体育室としてあるんですけれども、体育館は中之条の施設でございます。申しわけございませんでした。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 今、問いただしましたら、広域であるということなのでそういう話をしました。利用形態のことが心配で、ちょっと見たらそういうことがうたってありましたので、まず確認をして質問をしたということです。

そういうふうに町長が交わすというお話なんですけれども、しっかりと利用形態を今後きちっと結んでいただければありがたいと思いますけれども、その辺もう一度検討をお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、先ほども申し上げました6カ町村の長で互いに署名、捺印の上、その利用形態を変えないという確認書を交わすわけでございますので、その点は責任を持って対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） いいでしょうか。

ほかにどうぞ。

7番、轟議員。

○7番（轟 徳三君） 文化会館の件なんですけれども、ここで耐用年数が50年、あと13年か、12年かの間だけ、町長が理事として別の目的に使用しないという書面を理事長に交わしていただければと思っております。そうでないと、何に、極端に言えば、例えば私であれば、いろいろなものをもらって、今までは人のものだったんですけども、もらえばおれのもんだ。おれのもんならとりあえず好きに使ってもいいんじゃないかというような感覚で皆さんがとらえると思います。それなので、先ほど同僚議員からも同じような質問なんですけれども、私としては書面での一応念を押すために約束状みたいなものをとっていただければと思っております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましても、6カ町村の長で交わす確約書の中にそういう

ものを盛り込んで約束を取り交わすということでやっていきたいと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。どうぞ。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 自由討議、ないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

それでは、最初に議案第2号の採決を行います。

お諮りをいたします。議案第2号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理をする事務の
変更及び規約の変更に関する協議については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方
は起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

次に、議案第3号の採決を行います。

お諮りをいたします。議案第3号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変
更に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は
起立願います。

（起立多数）

○議長（菅谷光重君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、14番で
す。

起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任された
いと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定をいたしました。
た。

お諮りをいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） これをもって本日の会議を閉じ、平成24年第1回臨時会を閉会といた
します。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 2時23分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 轟 德 三

署 名 議 員 茂 木 恒 二

署 名 議 員 金 澤 敏